

近江八幡市 緊急通報システムの概要



制度の内容

慢性的な疾患などにより日常生活で常時注意を要する在宅のひとり暮らしの高齢者が、急病や事故などの緊急事態が発生したときに通報できる緊急通報装置を貸与・設置します。

緊急
通報

日常生活において救助を求められたときに緊急通報ボタンを押せば、ナースコールセンターへ通報され、状況に応じて協力員や親族に連絡したり消防本部に救急要請をおこないます。

※ナースコールセンター:大阪ガスセキュリティサービス株式会社の受信センターで専用の通話装置(フリーダイヤル)を使って健康相談や緊急通報

健康
相談

健康相談ボタンをおせば24時間対応で常駐している看護師または保健師の資格を持ったカウンセラーとハンドフリーで話すことができます。

月に2度のナースコールセンターからのお元気コールの電話があります。

サービスの対象

【対象となる人】 次の要件を満たしている人

- ① 65歳以上の単身者又は65歳以上の者のみ世帯に属する人。日中独居等の高齢者。
- ② 介護保険料に滞納のない人。
- ③ 近隣の協力員3名(原則)の了解のある人。
- ④ 心疾患、脳血管障害や意識障害を起こすおそれがある疾患の既往や現病、発作等の危険がある人。または、身体障害者程度等級表の視覚障害1級、肢体不自由1級、腎臓機能障害1級、呼吸器機能障害1級、聴覚障害2級のいずれかに該当する身体障害者手帳保持者。もしくは、肢体不自由2級で車椅子を常用している身体障害者手帳保持者。
- ⑤ 市町村民税非課税の世帯に属する人で税法上市町村民税課税者に扶養されていない人、または生活保護を受給している人。

【利用料金】

- 緊急通報装置の貸与・設置は無料。(市が全額負担)
- 電話回線の状況により取付け・取外しに別途工事費が必要な場合は利用者が負担。

【利用料自己負担による利用】

- 上記④、⑤の要件を満たさない場合でも **月額 ¥1,386(税込)** を自己負担することでサービスを利用することができます。※支払い方法は口座払いのみとなります。

サービスの利用手順

①【緊急通報装置の利用申請】

装置の利用申請関係書類を市の担当窓口へ提出。

②【利用決定】

市で申請内容を審査・決定した後、利用決定通知を送付します。

③【装置取付工事の日程調整と装置の取付工事】

大阪ガスセキュリティサービスが、装置取付工事の日程を利用者と調整。

ひまわり館2階

長寿福祉課

①利用の申請

対象者

③取付工事の日程調整と
装置の取付工事

②利用の決定

④口座払い(月額 ¥1,386)
※自己負担利用者のみ

大阪ガスセキュ
リティサービス

